

大阪府生活環境の保全等に関する 条例の主な改正内容について

令和3年12月17日

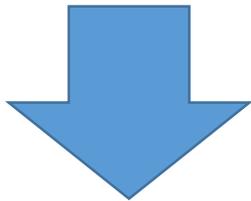
大阪府環境農林水産部環境管理室

事業所指導課大気指導グループ

大阪府生活環境の保全等に関する条例の主な改正内容

大気汚染防止法（以下「法」という）の主な改正内容（一部を除き令和3年4月施行）

- ・規制対象建材の拡大
- ・事前調査結果の都道府県等への報告（令和4年4月施行）
- ・有資格者による事前調査（令和5年10月施行）
- ・事前調査に関する記録の作成・保存
- ・有資格者又は石綿作業主任者による、作業終了時の確認
- ・直接罰の創設
- ・下請負人を作業基準遵守義務の対象に追加
- ・作業結果の発注者への報告
- ・作業記録の作成・保存



法改正を受け、府内の現状に即した内容となるよう
大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という）
を改正

条例の主な改正内容（令和3年7月施行）

- ①規制対象建材の拡大 ②届出要件 ③作業基準 ④大気中石綿濃度測定

大阪府生活環境の保全等に関する条例の主な改正内容

①規制対象建材の拡大

法改正を受け、条例においても規制対象を**全ての石綿含有建材**へ拡大
→これまで規制されていなかった下地調整塗材、ビニル床タイル等も規制対象へ

②届出要件

- 石綿含有仕上塗材**の使用面積が1,000m²以上※₁の場合
→法で届出対象外となった石綿含有仕上塗材は、条例において規模要件を設け、届出を規定
- 石綿含有成形板等**※₂の使用面積が1,000 m²以上の場合
→スレートやボード等の成形板に加え、ビニル床タイルや防水シート、**下地調整塗材**などの建材も石綿含有成形板等として届出対象

※1 「使用面積1,000 m²以上」とは実際に存在している面積ではなく除去する面積

※2 「石綿含有成形板等」とは吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材及び石綿含有仕上塗材を除くすべての石綿含有建材

届出規模要件未満の作業であっても作業基準を遵守する必要がありますのでご注意ください!!

大阪府生活環境の保全等に関する条例の主な改正内容

< 条例の届出要件パターン >

No.	特定建築材料①	面積 (㎡)	特定建築材料②	面積 (㎡)	合計		届出
					区分	面積 (㎡)	
1	外壁の仕上塗材	1,000	—	—	仕上塗材	1,000	必要
2	スレート板	500	ビニル床シート	500	成形板等	1,000	必要
3	スレート板	500	外壁の下地調整材	500	成形板等	1,000	必要
4	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	外壁の下地調整材	500	成形板等	500	
5	外壁の仕上塗材	500	—	—	仕上塗材	500	不要
	—	—	スレート板	500	成形板等	500	
6	外壁の仕上塗材 (下地を同時に除去)	600	外壁の下地調整材 (塗材を同時に除去)	1,000	仕上塗材	600	不要
					成形板等	400	
7	外壁の仕上塗材 (下地を別々に除去)	600	外壁の下地調整材 (塗材を別々に除去)	1,000	仕上塗材	600	必要
					成形板等	1,000	

大阪府生活環境の保全等に関する条例の主な改正内容

③作業基準

●石綿含有仕上塗材

法の作業基準に加え、条例では飛散防止幕の設置、排水の処理を規定

- ・ 隔離養生（負圧不要）を行う場合は、飛散防止幕の設置は不要
- ・ 飛散防止幕は防音、防災シートや防音パネルなどが該当し、
建物の高さ以上に設置（メッシュシートは該当しないので注意）
- ・ 「排水の処理」とは、高圧水洗工法における排水のろ過処理等が該当

<参考：法の作業基準（石綿含有仕上塗材）>

○薬液等による湿潤化

- ・ 電気グラインダーその他の電気工具を用いて除去する場合は、
薬液等による湿潤化に加えて、隔離養生（負圧不要）も必要

○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理

湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置

⇒集じん装置付きの工具を用いる工法（以下要件を満たす必要あり）

- ・ 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
- ・ 集じん装置はHEPA フィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環に漏出しないこと
- ・ 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が
0.15 本/cm³（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること

- 条例では集じん装置付きの工具を用いた場合でも飛散防止幕が必要になります。

大阪府生活環境の保全等に関する条例の主な改正内容

③作業基準

●石綿含有成形板等

法の作業基準に加え、条例では以下の基準を規定

- ・飛散防止幕の設置※₁
- ・除去後の建材の切断時における集じん機を備えた切断機の使用※₂
- ・除去建材の破砕の禁止
- ・排水の処理

※₁ 隔離養生（負圧不要）を行う場合や屋内作業で目張りを行う場合などは、飛散防止幕の設置は不要

※₂ 除去後の成形板等の切断は原則認めておらず、やむを得ず切断する場合（切断しないと建物内から搬出できない等）は、集じん機を備えた切断機を使用

<参考：法の作業基準（石綿含有成形板等）>

○原形のまま取り外し

- ・原形のまま取り外すことが困難で破砕等を伴う場合は、薬液等による湿潤化
- ・ケイカル板第1種の除去で、破砕等を伴う場合は、隔離養生（負圧不要）及び薬液等による湿潤化

○養生解体前の清掃や特定粉じんの処理

大阪府生活環境の保全等に関する条例の主な改正内容

④大気中石綿濃度測定

- 法届出対象工事のうち、除去面積が50 m²以上の場合、石綿濃度測定が必要
→法届出対象建材（レベル1：吹付け石綿、レベル2：石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材）を対象とする工事のうち、**レベル2建材の掻き落とし等以外の方法での作業を除き**、石綿濃度測定計画届出書の提出が必要
- 発注者への測定結果の報告、測定記録の保存
→測定年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定場所、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、発注者へ報告（測定記録の保存期間は3年間）
- 「敷地境界」から「**工事施工境界**」へ変更
→「工事施工境界」とは、施工者が当該工事を行うために工事関係者以外の者の立ち入りが禁止された区画の境界（工事施工境界基準：10本/L以下）

